

第 1 3 期
東京都福祉のまちづくり推進協議会
第 2 回 専門部会

令和 4 年 3 月 2 3 日

(午後1時11分 開会)

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。長らくお待たせして申し訳ありません。

オンラインの委員の皆様、聞こえますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間を過ぎてしまいましたけれども、ただいまから第13期東京都福祉のまちづくり推進協議会第2回専門部会を開催いたします。私は、本日事務局を務めます東京都福祉保健局生活福祉部、福祉のまちづくり担当課長の田中でございます。どうぞよろしく願いいたします。

最初に、お手元の資料を確認させていただきます。

まず、本日の会議次第でございます。次に、多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブックでございます。こちらにつきましては、オンライン参加の方には、冊子を後日お送りをする予定でございます。本日は画面共有とさせていただきます。続きまして、配布資料でございます。資料1-1、都におけるバリアフリー化の主な進捗状況（令和2年度末）という1枚もの。それから資料1-2、都におけるバリアフリー化の進捗状況について（令和2年度末）という資料。それから資料1-3、東京都福祉のまちづくり推進計画事業の実績。続いて資料2、東京2020大会を契機としたバリアフリー化の進捗状況。それから資料3-1、第13期東京都福祉のまちづくり推進協議会における意見概要。資料3-2、第13期東京都福祉のまちづくり推進協議会意見具申に関する検討資料。続いて参考資料でございますが、参考資料1、東京都福祉のまちづくり条例。参考資料2、東京都福祉のまちづくり推進協議会設置要綱。参考資料3、第13期東京都福祉のまちづくり推進協議会専門部会委員名簿。

また、会議室でご出席の方には、資料以外に冊子を5点お配りしております。第12期の東京2020大会を契機としたバリアフリー化の推進に向けてという意見具申。それから福祉のまちづくり推進計画、条例の施設設備マニュアル、区市町村・事業者のための「心のバリアフリー」及び「情報バリアフリー」ガイドライン、それから「心のバリアフリー」の実践に向けたハンドブックでございます。この5点の冊子につきましては、会議終了後回収をいたしますので、お帰りの際はそのまま机の上に置いていただきますようお願いいたします。以上、不足がございましたら、事務局までお知らせをいただければと思います。

次に、第13期福祉のまちづくり推進協議会委員で交代があった方が、3名いらっしゃいますのでお知らせいたします。

まず、東京商工会議所、上田委員の後任といたしまして、三宅議員にご就任をいただきました。本日はオンラインでご参加いただいております。

続きまして、一般社団法人日本民営鉄道協会、滝澤委員のご後任としまして、西尾委員にご就任をいただきました。本日はオンラインでご参加いただいております。

続きまして、東日本旅客鉄道株式会社東京支社、山崎委員のご後任といたしまして、永井委員にご就任をいただきました。本日はオンラインでご参加をいただいております。

本日はオンラインでご参加いただいている方を含めまして、20名の委員の方々にご出席をいただいております。星加委員、二井田委員、岩佐委員、松田委員につきましては、ご都合により欠席をされております。

続きまして、東京都の出席者をご紹介します。

高橋生活福祉部長でございます。

○高橋生活福祉部長 よろしくお願いいいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 また、福祉のまちづくりに関しましては、関係局の課長が福祉保健局の兼務課長に任命されておりますのでご紹介をいたします。財務局建築保全部、織田技術管理課長でございます。

○織田技術管理課長 よろしくお願いいいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 都市整備局市街地建築部、栗原建築企画課長ですが、本日は業務都合により、田所課長代理が出席をしております。

建設局道路管理部、和田安全施設課長ですが、業務都合により欠席となっております。

建設局公園緑地部、米田公園建設課長ですが、業務都合により欠席となっております。

交通局建設工務部、佐藤建築課長でございます。

○佐藤建築課長 佐藤です。よろしくお願いいいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 次に、庁内関係職員をご紹介します。

都市整備局都市基盤部、木内交通政策担当課長ですが、本日は業務都合により、森課長代理が出席をしております。

○森課長代理 森です。よろしくお願いいいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 福祉保健局障害者施策推進部、篠共生社会推進担当課長でございます。

○篠共生社会推進担当課長 篠です。よろしくお願いいいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 では、議事に先立ちまして、福祉保健局生活福祉部長、高橋よりご挨拶を申し上げます。

○高橋生活福祉部長 生活福祉部長の高橋でございます。

本日は、皆様本当に年度末のご多忙のところ、第13期福祉のまちづくり推進協議会の第2回専門部会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、オンライン併用としての会議でございます。冒頭に通信がつかずに皆様にお待たせしてしまって申し訳ございません。できる限り円滑な進行に努めてまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいいたします。

さて、昨年6月に開催いたしました第2回の専門部会におきましては、機能分散とい

う公共トイレの整備の新たな方向性を示いたしますとともに、その方向性を十分に発信するためのトイレの整備・適正利用に関するハンドブックの策定についてお示したところでございます。ハンドブックにつきましては、検討会を立ち上げさせていただき、多くの方々から様々な困りごと、ニーズ、またご意見をお聞きした上で作成に至りました。本日、そのご報告をさせていただきたいと思っております。またご協力をいただいた委員の皆様には、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

また13期の推進協議会は、来年1月が任期となっております。10年後の東京を見据えた新しい日常におけるバリアフリーの推進につきまして、意見具申に向けた議論をいただきたいと思いますと考えております。本日も委員の皆様の豊富なご経験、また知見を基に、様々な視点からご審議いただければ幸いです。

ユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向けまして、引き続きお力添えをいただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 では議事に入ります前に、幾つか注意事項を申し上げます。

まず、当会議は公開となっております。また本日、オンラインにて、傍聴、取材の方がいらっしゃいます。併せて会議の議事録につきましては、東京都ホームページで、後日、公開をいたします。

また、本日の会議は、会議室での参加とオンライン参加の併用方式で開催をしております。それぞれご注意いただきたいことがございます。委員の中には、視覚や聴覚に障害のある方もいらっしゃったり、またオンラインでご参加の方もいらっしゃいますので、ご発言の際は冒頭にお名前をつけていただくようお願いをいたします。

次に会場にいらっしゃる委員の皆様へのごお願いでございます。ご発言の際は、お手前にあります、こちらのマイクを使っていただければと思います。また、せきエチケットの徹底など新型コロナウイルス感染症拡大防止へのご協力をお願いいたします。

次に、オンラインで参加されている委員の皆様へのごお願いでございます。本日、イヤホンまたはヘッドホンの着用をお願いいたします。また、ご自身の発言時以外は、マイクは常にオフの状態としていただければと思います。マイクをオンの状態のままにしますと、ご自身の周辺の音が会場に聞こえてしまう可能性がございます。

また、発言の際は、Webexアプリの挙手機能をご利用いただくか、ご自身で手を挙げていただければと思います。音声がか聞こえないなどの不具合が発生した場合には、チャットで主催者を選択しまして、メッセージを送信願います。メッセージが送信できない場合には、本日の会議の案内メールが事務局から届いているかと思っておりますので、そちらに返信する形でメールをお送りいただければと思います。

事務連絡は以上でございます。

それでは、これ以降の進行につきましては、高橋部会長にお願いしたいと思います。

高橋部会長、よろしくお願いいたします。

○高橋部会長 はい、皆さんこんにちは。部会長の高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。年度末の大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

先ほど部長の挨拶にもありましたけれども、冒頭、通信がですね、不手際で大変申し訳ありませんでした。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは早速ですけれども、部会の進行を務めさせていただきたいと思います。

最初に報告事項になります。

先ほどの高橋部長のほうからお話ありましたけれども、多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブックが完成しましたので、これについての経緯も含めて、田中課長の方からご報告等をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

それでは、多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブックについてご報告をいたします。

こちら、冊子のほうを会場にいらっしゃっている方にはお配りをしてしておりますけれども、こちらの冊子について、本日、この会議終了後にプレス発表、公表を予定しております。

これまで専門部会の委員の皆様、それから検討会の委員の皆様には、様々ご意見をいただきまして、ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。本日は、報告ということで簡単に出来上がった冊子についてご紹介をさせていただきます。

まず、「はじめに」というのが最初でございます。ここでハンドブックの概要についてご説明を簡単にしております。

目的についてですけれども、高齢者、障害者、乳幼児連れ、性的マイノリティなど多様なニーズを持つ全ての人が、ストレスなく利用できるトイレ環境を実現するために、トイレ利用の困り事を解消する事例を紹介しまして、様々な施設での自発的な取組を促すこと、こちらを目的に作成をしております。

事例としましては、施設や利用者の状況に応じまして、ハード、ソフト両面からトイレづくりに取り組んでいただくために、多機能トイレから一般トイレに設備を分散した事例。それから異性介助等に配慮して、男女共用トイレや介助用ベッドを設置した事例。それから利用者に分かりやすい表示や情報提供を行う事例などを盛り込んでおります。

1 ページ目は目次になっておりまして、その次の2 ページからですがステップ1、現状と課題から考えるこれからのトイレづくりとなっております。

2 ページには今までのトイレ整備と課題について書いてございます。これまで多様な特性を持つ人が利用できるトイレとして、様々な設備や機能が集約された多機能トイレが多く設置をされてきました。しかしながら、利用が集中する、利用しづらいと感

じる人がいるという課題がございました。

また、3 ページに介助用ベッドの利用希望や、異性介助、トランスジェンダー等で男女別のトイレが使いにくい人など、これまであまり表面に出てこなかったニーズというのがございます。

こうしたことから、多様な利用者のニーズを理解して、トイレ空間全体でユニバーサルデザインを進めることが求められているということをステップ1では書いてございます。

続きまして、6 ページからがステップ2でございます。

主には、対応としましてハード面の対応策を掲げております。施設や利用者の状況に応じて、トイレの設備等を分散するという事になってございます。

1 点目が設備を分散して設置する工夫ということで、一般トイレに乳幼児用設備を分散したりですとか、オストメイト用設備を分散すると、そうしたことでトイレスペース内で一般トイレに設備を分散するという事で、車椅子利用者の方とその他の設備を必要とする方の重なりを防ぐことができるということになってございます。

それから14 ページをお開きいただけますでしょうか。車椅子利用者対応トイレに、介助用ベッドを設置した事例ということでございます。おむつ交換台が使えない年齢の子供から大人まで、おむつ交換や着替え、自己導尿などに幅広く対応できまして、荷物を置くこともできるということになってございます。

それから16 ページからが、男女共用トイレを設置した事例ということでございます。男女共用のスペースに少し広めのトイレがあることで、知的発達障害者、認知症高齢者等で異性による介助、同伴が必要な人ですとか、トランスジェンダー等で男女別のトイレが使いにくい人なども利用しやすくなります。

続きまして、20 ページですけれども、個別のトイレスペースではなくて、施設全体で設備等を分散させる工夫ということになってございます。フロア内や複数階で設備等を分散ということで、施設内でトイレスペースを複数設けてある場合は、利用者の状況やスペース等に応じて、設備や機能を適切に分散して配置することが有効ということを書いてございます。

それから22 ページですけれども、利用者の意見を取り入れて、より使いやすくする工夫ということで、新設や改修の際に、利用者の意見を取り入れる事例をご紹介します。トイレの新設や改修の際に、設計段階から、障害のある当事者等と意見交換の場を設けることが重要であり、多様な利用者から、その施設のトイレのニーズを聞くことで、施設の用途や規模に応じた対応を検討しやすくなるということを書いてございます。

それから、24 ページからがステップ3、トイレ利用における様々な場面を想定した工夫を行うということで、主にソフト面での対応などを記載しております。まず、最初に、より使いやすく、分かりやすくする工夫ということで、出入口等にピクトグラムで

表示すると。この表示ですとか、あと、その設備、機能を表す名称についても、これがばらばらですと、非常に利用者の方も混乱するということが考えられますので、J I S規格で定められた各設備のピクトグラム、あるいは名称に統一するということを記載しております。

それから、26ページでございますけれども、空いている個室を分かりやすくする事例を掲げております。鍵の色で空き状況が分かるというものなどを紹介してございます。

それから、28ページでございますけれども、ボタンの配置等を統一して分かりやすくするという事例でございます。こちら、J I S規格で配置が示されておりますけれども、車椅子利用者対応トイレなどだけではなく、一般トイレも含めて、洗浄ボタン等の配置をJ I S規格に沿って行うことが重要であるということを記載してございます。

続きまして、29ページは、より快適に使える工夫ということで、音や光の刺激をコントロールするというので、感覚過敏の人などに配慮した調光機能を設けた事例などを紹介しております。

続いて、30ページが、緊急時にも安心して使える工夫ということで、災害時に支障なくトイレを利用できるようにするというので、学校での多様な避難者の利用を想定したトイレ整備の事例を紹介しております。

それから、32ページからが、トイレを選びやすくするための分かりやすい情報提供ということで、webサイトでトイレの設備等の情報を提供する事例ということで、マップや写真などで必要とするトイレを探しやすくするといったことを記載してございます。

それから、最後に34ページですけれども、真に必要な人が使えるようにするための案内の工夫ということで、利用者に適正な利用を呼びかける事例ということで、呼びかけの例としまして、長時間の利用を控える、あるいは介助用ベッドを畳む、便座の蓋を閉めるといったような例を挙げております。

最後、「おわりに」というところで、今後の展開について書いてございます。このハンドブック自体は、施設の整備、設計、あるいは管理をする方々に向けて作成したものでございますけれども、都としましても、利用者の方々に、今後、メッセージを発信していく必要があるということが、この専門部会でも検討会でも意見が出ております。したがって、都は、今後、利用者のニーズに合うトイレを、トイレスペース全体の中から選択できるよう、「選びましょう 自分にあったトイレ みんなのために」という呼びかけを広く行うことによって、全ての人が安心してトイレを利用できる社会を目指していくということを記載してございます。

駆け足になりましたが、ハンドブックのご報告のご説明については以上でございます。

○高橋部会長 はい、簡単ですけれども、ご報告ありがとうございました。特に、オンラインで参加されている方々は、大変申し訳ないですけども、事前に、まだ、昨日辺りですかね、できたばかりだということですので、しばらくお待ちいただければというふう

に思います。大変申し訳ありません。

今、ご報告がありましたけれども、それぞれトイレを利用するときの困りごとの解決を一步でも進めていくために、このハンドブックを活用してほしい。そして、一つとしては、昨年10月だったでしょうか、規則を改正、福祉のまちづくり条例の規則を改正して、これまではだれでもトイレということでしたけれども、それだけではなくて、多様性といいますか、多様な利用の仕方について、いかに対応できるか、配慮できるかというようなところにスポットを当てながらやっています。ただ、もちろん完全なものとはなかなかできにくいので、やはり本当に、じゃあ10人いて10人の全ての方のトイレ利用の困りごとを解決しているかという、これを見ていただくと分かりますけど、まだまだ幾つかの問題は残されているという気がいたします。でも、ちょうど先ほどの規則の改正と、そして、次に進めている整備を少しでもよりよく進めていくための一つの手本になっていくのではないかと考えているところです。

それでは、皆様方からお手元に、そしてオンラインの方々は画面でしか見られていないかもしれませんが、ご意見等、あるいはご要望等がありましたら、今後のことでもありますので、お聞かせいただければというふうに思います。どなたからでも結構です。どうぞ、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

まず、オンラインの方々、いかがでしょうか。何か、ざっとの確認だけでしたので、理解し切れない部分はあったかというふうに思いますけれども、何かありましたらご発言いただければというふうに思います。続いて、会場の方々にもご意見をいただきたいと思います。会場のほうは、今日は8名の委員の方に参加していただいているところです。

よろしいでしょうか。それでは、また、いろいろとご注文、リクエスト等がありましたら、事務局のほうに寄せていただきまして、お願いをしたいと思います。さらに改善できるところはしていくという形になるかというふうに思います。

それでは、続きまして、議事1に入ります。都のバリアフリー化の進捗状況について、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

○田中福祉のまちづくり担当課長 はい、事務局の田中でございます。

資料1-1、1-2、1-3、2について、まとめてご説明をさせていただきます。

東京都福祉のまちづくり推進計画につきましては、毎年度、この時期に120事業の進捗状況ということで、各局の事業を取りまとめまして、その進捗状況という形で取りまとめて、専門部会のほうに上げさせていただいております。このたび、令和2年度末の実績が取りまとまりましたので、本日、そのご説明をさせていただきます。

資料は多いですが、それぞれの位置づけについてご説明をいたしますと、資料1-3というものが120事業の実績を取りまとめております。各事業ごとに、令和2年度の事業実績。それから、前年度の事業実績。それから、推進計画に掲げております事業目標、これが年度途中というか、計画期間の途中で事業目標が変更になった場合について

は、何年度よりこういう目標に変えましたというようなことも記載してございます。

この120事業について、主な実績ということで取りまとめておりますのが資料1-1と1-2になります。資料1-1が主な進捗状況ということで、表面にハード面の取組、それから、2枚目のほうにソフト面の取組ということで掲げております。

それから、資料1-2については、進捗状況のさらに詳しい説明ということになってございます。こちらについては後ほどご説明をさせていただきます。

それから、資料2については、今回、東京2020大会が今年度で開催できたということで、招致が行われた年から令和2年度末まで、ちょっと幅を持たせた期間の中で、どういう進捗が図られたということかということをもとめた資料になってございます。資料1-1で令和2年度実績を掲げておりますが、基本、この数値については、この期間どれくらい進んだかというのを全部資料2のほうに落とし込んでおりますので、資料2のほうでご説明をさせていただきたいと思っております。4枚物になってございまして、1枚目が公共交通、2枚目が道路・公園、3枚目が建築物・面的整備等、で、4枚目がソフト面という形でまとめております。

まず、1枚目の公共交通についてでございます。鉄道駅についてですけれども、エレベーターなどによる1ルートの確保、それから、視覚障害者誘導用ブロックの設置、それから、車椅子利用者対応トイレ等の設置については、それぞれもう9割5分を超えた形になりまして、ほぼ全域で達成ができていているという形になります。エレベーターなどにつきましては、もともと平成25年度末でも9割を超えてはいたのですが、それがさらに大会を契機としまして、一層進んだということが言えるかと思っております。また、複数の出入口ですとか乗換経路におけるルート確保、それから、都が示しました優先整備の考え方に基づいて、各鉄道事業者のほうで計画的に推進をしております。都としましては、民間の鉄道事業者に対する支援ということを行っておるところでございます。

続きまして、ホームドアについてでございます。こちらは、平成25年度末30%が、令和2年度末で48%ということで、半分近くまで来ている状況です。利用者が10万人以上のターミナル駅に加えまして、競技会場周辺の最寄り駅、空港アクセス駅などで促進をしております。こちら、民間に対する支援と、都営交通の自ら行う部分ということで、両方で進んでいるという状況でございます。

それからバス、路線バスについてですけれども、こちら96%弱ということで、都内の路線バス車両のほぼ全てはノンステップ化が完了したということが言えるかと思っております。

続きまして、タクシーですけれども、ユニバーサルデザインタクシーということで、車椅子の方も乗り降りがしやすい車両ということで補助を行ってきました。令和2年度末で1万台という目標を掲げておりましたが、その目標をクリアした状況でございます。

続きまして、2枚目の道路・公園についてご説明をいたします。

まず、道路についてでございます。競技会場ですとか観光施設周辺の道路を中心にし

まして、歩道の段差解消・勾配の改善、誘導用ブロックですとか、あと、交差点のエスコートゾーン・視覚障害者用信号機等の連続的な整備が進んだと、このことによって利用者の多い主要駅周辺の都道などでは、無電柱化と一体的な整備も進めたということがございます。それから、右側にありますとおり、臨海部については、港湾局所管の道路につきましても、競技会場周辺などで道路整備が進んでおります。

続いて、公園ですけれども、競技会場ですとか練習会場となった都立公園、それから港湾局所管の海上公園を中心にしまして、園路での勾配の改善、スロープ・手すりの設置、誘導用ブロックの設置、トイレの洋式化ですとかオストメイト用・乳幼児用設備の設置などが進んでおります。

続きまして、3枚目に行きまして、建築物・面的整備等ということでございます。まず、オリ・パラの競技会場の関係については「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」、それから「アクセシビリティ・ワークショップ」で、当事者の方、学識経験者の方などの意見を踏まえて整備を行ったということで、新設の恒久施設でも進みましたし、それから、既存の施設につきましても、大規模改修を行う中で意見が反映された整備が進んだという形になっております。それから、区市町村のスポーツ施設に対しても支援を行っております。そのほか、都庁舎、都立の学校、文化施設、公共住宅などで改修ですとか新設の際にバリアフリー化が進展しております。

それから、宿泊施設についてですけれども、こちら、車椅子利用者用客室では、共用部のバリアフリー化を促進するというところで支援をしてきてございます。それから、一般客室の整備基準については、バリアフリー条例、福まち条例の中で条例化をいたしまして、これまでに車椅子利用者用客室と合わせて、約3,200室を確保した状況でございます。

それから、面的整備・住民参加についてでございますけれども、バリアフリー基本構想の作成について支援をしております。それから、障害当事者等の住民参加によるバリアフリー化改修を促進するために、ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業というものを今年度まで実施をしてきたところでございます。

続いて、ソフト面、4枚目になります。

こちら、2020大会に向けまして「共生社会の実現」ということを目指しまして、「心のバリアフリー」、それから「情報のバリアフリー」の取組を推進してきました。心のバリアフリーの取組としましては、人々の意識の中で作り出されて、社会や環境にあるバリアをなくすために必要な行動を続けるということ、社会的機運を醸成する中で浸透を図るということございまして、都市ボランティアに対する研修はもとより、心のバリアフリーの推進に取り組んでいただく企業を登録するサポート企業の連携事業、それから小学生・中学生を対象にポスターを作成していただくポスターコンクール、「心のバリアフリー」の実践に向けたハンドブックの作成などを、この間、行ってきております。

続いて、情報バリアフリーについてです。情報を得るのが困難な人も含めて誰もが必要な情報を容易に入手できるよう、まちなかやweb上での「情報バリアフリー」を充実させるということで、車椅子利用者対応トイレの情報のオープンデータ化、それから、とうきょうユニバーサルデザインナビになりますが、このポータルサイトの運営などを行ってきております。

それから観光についてです。障害者、高齢者、外国人旅行者等が安心して東京での滞を楽しめるように、アクセシブル・ツーリズムの普及ですとか多言語対応ということを進めてきております。

以上が主な事業の、2020大会を契機として、この間どういうふうに進んだかというところの資料でございます。

続いて、資料1-2が推進計画の事業の進捗状況ということで、まとめておりますが、重複する内容については省かせていただいて、今、ご説明できなかったところについて補足をしていきたいと思っております。

まず、2ページ目の道路のところですが、エスコートゾーンと視覚障害者用信号機以外にも、歩行する時間が長くなる歩行者感应式信号機、こちらの整備も進めております。それから、2ページの下側ですけど、面的なバリアフリー整備ということで、バリアフリー基本構想というのはバリアフリー化を目的にした面的整備でございますが、そのほかの都施行の市街地再開発事業ですとか土地区画整理事業、これらの事業の施行に合わせてバリアフリー化を進めているというところでございます。

それから、3ページのところで移動等円滑化促進方針策定というところで、これは区市町村の全域でマスタープラン、方針を作成するものに対して補助をするということをやっております。令和2年度末時点で基本構想を策定した区市が21区9市（91地区）、それから、このマスタープラン方針を策定したところが1区4地区となっております。先ほど、オリ・パラのほうの資料の中では、平成26年から令和2年度まで、延べ18区市となっておりますが、その期間外、その前の交通バリアフリー法などに基づいて策定した区市もございまして、それらも含めると、この21区9市というのが、基本構想を策定した地区数ということになります。

続きまして、4ページですけど、建築物のバリアフリー化ということで、福まち条例の届出については毎年1,200件ぐらいで、令和2年度は1,000件を下回っております。それから、バリアフリー法の認定についても、毎年10件以上ということで進んでございます。それから、赤ちゃん・ふらっとということで、トイレ以外のスペースに授乳ですとかおむつ替えのスペースを設けるということも、トータルで、令和2年度末で1,500か所ほど進んでございます。

それから、5ページに行きまして公共住宅ですけど、都営住宅の建替ですとか、既設の都営住宅の高齢者向け・障害者向けへの改善ということも進めております。それから、区市町村の運営する公営住宅についても支援を行っております。民間住宅につき

注1（川内委員から発言の補足あり）

例えば Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインでは、アクセシブルな座席の要件は総座席数の 0.5%とされており、野球場としての使用時の収容人数が約 43,500 人なので、アクセシブルな座席が約 217 席必要とされる。また、現在、アクセシブルな座席の場所以が両翼に限定され、選択できない。

ましては、サービス付き高齢者向け住宅などを供給するということを進めてございます。

続きまして、6 ページでございます。災害時・緊急時に備えたまちづくりということで、帰宅困難者対策を進める中で、要配慮者の視点をしっかり入れるということで、そのアドバイザーの派遣の中に、そういうことを入れたりということを進めてございます。それから、区市町村が作成するヘルプカードの作成の支援ということをやっております。それから、避難所となる社会福祉施設等につきましては、耐震化の支援をする中で、バリアフリー化についても併せて行うということを行ってございます。

続いて、7 ページが情報バリアフリーでございます。新聞ですとか、あるいは、都が発行した刊行物、こういったものを点字のものに翻訳ということを進めてございます。それから、手話のできる都民育成事業ということで、こちらも2年度末で1万人近くまでできております。

続きまして8 ページ、心のバリアフリーということでございます。ヘルプマークの配布というのも年々進めてございます。それから、補助犬への給付事業、駅前放置自転車のキャンペーンを張る中で、視覚障害者誘導用ブロックの上に自転車などを放置しないといったことを入れ込むというようなことをやってございます。

以上が、これまでのバリアフリー化の進捗状況ということになります。

○高橋部会長 はい、ご説明ありがとうございました。

それでは、議事1のこれまでの進捗状況についての皆様方からの質問ですとか、あるいは意見等をお願いしたいと思います。

最初に、資料2のほうの全体の、特に東京2020大会を契機としたバリアフリー化の主な進捗状況について、4 ページでご説明をいただきました。そして、資料の1-2のほうで、それ以外の推進計画上の残された部分ですね、重要なポイントについて追加のご説明をいただいたところです。資料2、あるいは資料1-2、さらに、重複しますが、資料1-1でも構いませんけれども、ご意見・ご質問等がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、川内委員、お願いいたします。

○川内委員 東洋大学の川内です。

まず、資料2のほうからいきましょうかね。2020大会を契機としたということで、すごく頑張られたなというふうに思います。問題は、これが、これからどうつながるかということだと思えるんですけども、例えば、個別の名前を出したらよくないのかもしれないんですけども、東京ドームなんかが今度改装の計画が出ていたんですけども、車椅子席は8席しか増えない（注1）んだとかいうような話が出ていたりとかということで、この先が息切れするのではないかというふうに思っています。法律のほうは改正、このことについて、例えば、スタジアムのアクセシビリティについて、法律のほうでは特に改正されませんでしたけれども、都のほうとして、少なくとも、そのオリンピック・パラリンピックを開催した都市として、これから体育施設をやるときに、きちんとIPC

の基準というか、そういうものを守るんだというようなことを態度で示す必要があるのではないかということを思っています。それが1点です。

それから、もう一点は、資料1-2の中に、公営住宅の改修ということが出ていますがけれども、私のところに届いている話だと、ある住宅を改修するとか建て替えるので出ていってくれということで、車椅子使用者が出ていかななくてはいけなかった。別の公営住宅、車椅子が使える住宅を紹介するからということで行ったら、車椅子用の部屋だというふうなことなんですけども、扉がドアになっていて開けられないと。防火戸の関係か何か知りませんが、そのリモコンか何かで開けられるような補助具もつけられないというような話で、別に、今住んでいるところに不満はないので引っ越したくはないけど、引っ越してくれと言われて、用意されたところが住めないということでは、これ、何のために私は引っ越さなくちゃいけないのかとか、引っ越しができないというような話が入っています。これは多分、公営住宅のご担当の方はご存じの話だろうと思いますけれども、そのような問題が起きるとするのは、やはり、そのアクセシブルな住戸ということについての設計者、あるいは担当部署の認識というのが少し違うのではないかというような感じがしています。

これは、すみません、都営なのか、区営なのかというのは、私がちょっと確認をしていますがけれども、どちらにしても都内で起きていることですので、そのようなことも漏れのないようにとか、特にひどい話ですよ、出ていってくれと言われて出ていけないというような話がありますので、そのようなところの、そのきちんとした、漏れのないような対応とか、そういうふうなことをこれから体制として作っていただければなというふうに思います。

以上です。

○高橋部会長 今、川内委員から2点ほどいただきました。ほかにございますか。

では、今の川内委員、二つほどありました。2020大会を契機にして、東京ドーム等で起きているような状況がありますが、IPCの基準をどうやって都の政策に反映していくのかというようなことですね。していかなければいけないのではないかというご要望と、それから、もう一つは公営住宅ですかね、都営か区か分かりませんが、公営住宅でのバリアフリー、退室、建て替えなんですかね、建て替え等で退室の要請があった。ただし、バリアフリー住宅と言われているようなところが、車椅子使用者が生活できないような住宅だったというようなことのご指摘がありました。これについて、事務局のほうでご回答いただけますか。

はい、回答いただける範囲で結構ですので、よろしく申し上げます。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。ご意見ありがとうございます。

後半の住宅については、所管の部署のほうに確認をさせていただきます。

川内委員からは、前回までの議論の中でも、その住宅の居室内のバリアフリー化という問題提起はいただいております。その辺りも、本日の議事の二

つの意見具申のところでも、また、さらに踏み込んだ意見とかをいただければと思っております。

それから、東京ドームの改修のお話ですけれども、申し訳ありませんが、こちらは条例の届出とかの状況については、現在は把握していないところでございます。

現時点で、その福祉のまちづくり条例の中では、バリアフリー法にない整備基準ということで、観覧席・客席についての基準を持っているところでございますけれども、こちらの基準がしっかり運用できるようにというところで、あと、IPCのガイドをアクセシビリティ・ガイドラインに落とし込んで、アクセシビリティ・ガイドラインの内容については、福まち条例のマニュアルの中にも落とし込んでいるという認識でございますが、こちら、そのIPCのガイドに書いてあるんですけども、マニュアルには今記載がないといった辺りもご指摘をいただければと思います。

こちら息切れしないように、今後どうしていくかというところでございますが、まさしくこの辺りを、本日の議事の二つ目の意見具申の中でしっかりご意見をいただいて、それに対して都も対応を考えていくというような流れができればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、川内委員に申し訳ないんですけど、また、その意見具申の大事のところですね、後半のところ重ねて少し、今の2点についても議論をさせていただければというふうに思います。ありがとうございます。

ほかは、すみません、オンラインで参加されている庄司委員、お手を挙げていらっしゃるというふうに聞いております。庄司さん、お願いいたします。

○庄司委員 はい、ありがとうございます。

私からは、この数字の取り方というか、記し方についてというところを申し上げたいと思います。資料1-2、バリアフリー化の進捗状況について、例えば1番の交通機関、道路等と言うと、段差解消が97%とかですね。視覚障害者誘導用ブロックが99.9%とか、この数字を見ると、ああ、進んでいるなということがよく分かるんです。一方、そのホームドアとか柵については48%だから、まあ半分ぐらいなのかなと、もう少し、ここは伸ばす必要があるなとかというのは分かるわけですけれども、その他のページが、ほぼ、その何か所とか、何地区とか、幾つあるかという数字になってしまっていて、いわゆるアウトプット指標ですね。それだけやりましたにはなっているんですけども、そのバリアフリー化の進捗ではなくて、そのやりました項目になってしまっている点が、ちょっともったいないというふうに思います。

つまり、必要なものに対して、どれだけ進んでいるのか、進んでいないのか、進んでいない中でも、どこまで頑張ったのかということ把握するためには、できれば、幾つやりましたではなくて、全体、必要なところに対して何%ですという、1番の交通のところにあるような示し方が望ましいのではないかとというふうに思いますということです。

以上です。

○高橋部会長 はい、庄司さん、ありがとうございました。

資料1-2ですね、進捗率、整備率等が見えているものと、それから、それが件数だけであると、実績だけであるという、アウトプットの数値だけであるということ、進捗状況が、この数字はどうやって読めばいいのかどうかというようなことかというふうに思います。全て進捗率で表せない部分もあるかというふうに思いますけれども、これについては、これからの資料整理のほうで少し工夫をしていただいて、できる限り分かりやすい、読みやすい資料作成をお願いしたいというふうに思いますが、田中さんのほうでは何かございますか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。

高橋部会長のおっしゃったように、今後の整理の中で、どこまで工夫ができるかということで、各局と調整して、できるだけ分かりやすい資料にしたいと思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございました。

例えば、面積整備等で、バリアフリー基本構想ですとか、あるいは土地区画整理事業ですとか、市街地再開発事業等あります。こういった1地区、あるいは2地区といったようなところでも、どのくらいの規模のものなのかとか、どんな内容がバリアフリー化の対象になっているのかと、非常に重要ですね。全面的な改善ができる都市再開発事業ですとか、あるいは都市計画事業ですと、非常にこう一気にバリアフリー化が進む可能性がありますので、それらについてもできる限り具体的に説明していただけると大変助かります。

オンラインでご参加いただいている市橋委員、お願いいたします。ご発言をどうぞ。

○市橋委員 市橋です。ありがとうございました。

まずですね、オリンピック・パラリンピック基準の問題ですけれども、僕らは、あの時期にオリンピック・パラリンピックをやったのは、コロナの関係からいってもどうかという意見は持っていますけど、あのパラリンピック基準については、残していくということで、やっていただきたいと思います。

それとか、川内さんが言われたようですけど、僕は、これは全国的にこの考え方を広げていくように東京が発信していただきたいと思います。

川内さんが東京ドームのことを言われたけど、僕なんか非常に心配しているのは、広島のマツダスタジアムなんです。例えば、マツダスタジアムでビジター側で応援しようと思うと、2階席の端っこに行かなきゃいけなくて、座席図を見ると、そこにエレベーターがあるかがわかりにくい。その席じゃないと、周りが全部赤いもので覆われちゃうわけですよ。僕なんかはヤクルトが好きなので、ぜひマツダスタジアムでヤクルトを応援したいと思っていますんですけど、車椅子席への行き方がわかりにくい。すべての人々が、個人の身体的・機能的な状態に関係なく、同じ水準のサービスを受けら

れる、そういうことを目指していこうというのが、今回の基準なわけです。そこら辺は東京都から発信して、マツダスタジアムでヤクルトを応援するのも権利なんだよということを広げていけるまちづくりの考え方が大きく広がっていくんじゃないかと思います。二つ目に、都営住宅の問題ですけど、都営住宅の問題では、やはり僕は、新設、新しく建てることをやっていかないと、もう26年間も新設がないままに、戸数が定まっているというのは、やっぱり住宅は社会保障であるということ、福祉のまちづくりの観点からも言えるのではないかと思うので、その辺はきちっと押えていただきたいと思います。

三つ目に、いろいろな資料が出されて、確かに前進した面が数的には見られます。エレベーターの問題で言ったら、僕らが一生懸命やっていたんですから、ほぼ95%に近い駅に設置されたということは隔世の感があります。ただ、僕らは、この報告だけじゃなくて、一つ達成したら、もう一つ上の要求が出ていくんだかということ、やっぱりここの協議会、専門部会では加えていかなきゃいけないと。

例えば、エレベーターの問題で言えば、1ルートが確保できたら、これでオーケーだとは言えないわけです。例えば、僕なんか言っているのは、新宿三丁目駅で都営新宿線から丸ノ内線に乗り換えるときに、普通の人には雨にぬれないで行けるんですけど、今現在でも、車椅子は一旦外へ出て、雨にぬれながら都営新宿線から伊勢丹のほうに行かなきゃいけないわけ。そういう駅はいっぱいあります。

また、僕らは、車椅子で乗るときにスロープを出してくれるということは非常に、ここは駅員の方は親切にやっていますけれども、どうか自動的にスロープが出ないものかということ、やっぱり開発する必要があるんじゃないかと。そういう意味では、今日示された数というのは、単なる数じゃなくて、これから向かうためのステップアップの数なんだということを考えて、これからは僕らはやっていかないといけないんじゃないかと思います。

はい、ありがとうございます。

○高橋部会長 市橋委員、ありがとうございます。

1点目は、先ほども話が出ていましたけども、2020大会で出てきたベース、IPCガイド、あるいはTokyoアクセシビリティ・ガイドラインの、ある面では全国的な反映、それをいかに、それも一つのレガシーとしてということで、他の自治体の事例のご紹介がありました。

それから、都営住宅につきましては、新設でしょうかね、これ、ほとんど進んでないという、そういうご発言だったかというふうに思いますけれども、これも後ほど、また議論になるかもしれません。

そして、3点目には、数値だけではなくて量も大事ですけども、やはり質ですよ、本当に使えるようになってきているのか、負担がないようになってきているのかどうか、他の人と同じような使い方ができるのかどうかというような視点かというふうに思います。

ありがとうございました。後ほど、またご発言いただくと大変助かります。ありがとうございました。

ほか、いかがでございましょうか。あ、はい、稲垣委員、会場からです。

○稲垣委員 東京都市大学の稲垣でございます。よろしくお願いいたします。

今、市橋さんからコメントのあった三つ目の最後のところは、僕も毎回この話題のときに申し上げていることだと思うのですが、高橋先生が量だけでなく質だということをおっしゃいましたが、その出来上がったものが効果を発揮できてないとか、せっかく作ったものがうまくマネジメントできてない、運用できていないといった観点についても、やっぱりきちんと点検して、PDCAを回さないといけないなと思っています。東京都が長らくバリアフリーの諸政策に粛々と取り組んでいる中で、例えば道路の誘導ブロックはこれだけ敷けていますよとか言っている一方で、実際にはJISに準拠できていない使いにくいブロックが結構たくさん残っているわけで、そのようなところは完了ではなくて、新しい次のステージを意識するならばきちんと点検し改善していく、といったように、バリアフリーの達成状況を発展的に捉えていくことが求められます。

あと、情報の話でも、視覚障害の観点で申し上げるのであれば、音響式信号機が設置されましたといっても、それが一体どのような種類のもので、何時から何時まで誘導音が出ていて、シグナルエイドにどれだけ対応しているのかといったようなユーザに必要な情報が十分に整理、提供されてないのが現状です。それを当事者自身が現場で、歩行訓練士の人と一緒に歩きながら確認していくといった話があったりとかして、結局は個々の現場での当事者の感覚や経験に委ねられてしまっているようなところがあります。音響式信号機のリストは警視庁のホームページにリストアップされていますけれども、所在地の列挙だけでは使い勝手に困難さがありますし、本当に当事者にとってユーザビリティの高い情報提供といったものにつながるかどうかといったところは、踏み込んで取り組んでいかないといけないと考えます。もうそろそろ、何%できましたとか、何基設置しましたというところから卒業して、ユーザビリティの検証であったり、情報発信の在り方といったところに発展的に進んでいくべきなのではないかなと、毎回思うことなので、はい、そういう意見でございます。

以上です。

○高橋部会長 はい、ご報告ありがとうございました。これまでのご発言と趣旨が基本的に同じかというふうに思います。しっかりした検証・レビューをしていく時期、もちろん、数字的な量を示すということもとても大事なことだと思いますので、そちらについても、稲垣委員は否定しているわけではなく、きちんと、その量に見合うような質が担保できるのか、あるいは、マネジメントのことについて、運用ですね、それについてもご指摘いただきました。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、ちょっと先、今の何人かの方にご発言いただいたこととも関連してまいり

ますので、次の議題に、あ、オンラインでご発言はありますか。

○高橋部会長 織田委員、はい、分かりました。織田さん、お願いいたします。

○織田委員 はい、委員の先生、数々のご発言、本当に全部同感して聞いていたんですが、時間がないので、私からちょっとだけ発言させていただきたい点につきまして、UDタクシーです。

こちらは、例えばジャパントクシーとか、かなりまちなかで見かけるようになりましたが、このジャパントクシーに乗れない大きな電動車椅子のストレッチャータイプの方とかがいっちゃうかと思うんですが、この点につきまして数々、行政のほうには要望、いろんなところから上がってきているのかなと思っていて、見ている立場としては、あ、いつか東京都、または国が、このユニバーサルタクシー、ジャパントクシーについて改善されるのじゃないかなと期待を持ってずっと見守ってきたところではあるのですが、なかなかそういったところ、姿勢というか、方向性が見えなかったもので、もしできれば、今後このUDタクシー、今されている事業など取組につきまして、また、稲垣先生がおっしゃったように、今後、何かマネジメントとか改善というか、そういう、また見直しの期間があるのかとか、そういったことで検討など、可能な限りでお聞かせいただけたらうれしいなと思います。

また、もう一点、すみません、例えば、バリアフリーマップを作るために予算をつける。そうしたら、情報のバリアフリーマップについての、次のページだったと思うんですが、お話であったと思うんですが、そこへお金をつける。だったら、その各市町村が持っているデータをどうやって東京都して、データとして持っていくのか、それをオープンデータに展開するなどなどを、何か単発での事業というか、この分断されたものではなくて、横串でというか、そのぐらりと回ってみんなが活用できるような、そういう仕組みとかを作れるんじゃないか、考えられるんじゃないかなと思って、聞いておりました。

すみません、1点目だけ教えていただけたらうれしいです。以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

まず、UDタクシーの改善の要望、多分いろいろと上がってきているというふうに思いますが、その後の状況ということで何かにございますか。例えば、補助するときの要件ですとか、いろんなのが出てくるかと思いますが、

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。

織田委員の1点目、UDタクシーについてですけれども、こちらの所管は環境局になりますが、現時点で、こちらのほうに事業の変更ということは聞いてはいないんですが、検討している可能性もございますので、所管のほうに確認をした上で、メールか何かで委員の皆様にお答えする形でいかがでしょうか。

○織田委員 UDタクシーはジャパントクシーだけでは、もうどうしようもないと、どうしようもないという言い方はあれですけど、もっといいものができたらいいなとか、ジ

チャパンタクシーがもっと改善されたらいいなと願っておりますので、東京都がやはり先頭を切ってやっていただきたいという思いがあって、ぜひ、お聞かせいただけるとうれしいです。メールをお待ちしております。

ありがとうございます。

○高橋部会長 織田さん、ありがとうございました。

国のほうでも確認をしていく必要があるかと思えます。私もちょっと、一時、一部改善されてというようなところから、その後の改善の情報も入ってきていないというような感じです。ありがとうございます。

○高橋部会長 市橋委員、ご発言ください。

○市橋委員 今のUDタクシーの問題で言えば、だから、僕が言うみたいに問題提起をやっていないといけないでしょう。僕なんかも、いつもだったら、今日は家にいますけど、いつもだったら、UDタクシーもバスも乗ってくれません。だけど高齢化が進む中で、やっぱりああいう、僕が乗っている、乗っていくような社会を作らなきゃならないというのが、やっぱりUDタクシーが何台になったというのと同じぐらい、いや、それ以上に必要だということを考えていただきたいと思えます。

ありがとうございます。

○高橋部会長 市橋委員、ありがとうございました。これについても、都のほうからの確認と、場合によっては国への要請ですとかということをお願いしたいと思えます。ありがとうございます。

会場のほうから越智委員にご発言をお願いいたします。

○越智委員 東京都聴覚障害者連盟の越智です。

ソフト面について、意見と感想を申し上げたいと思えます。

まず、情報バリアフリーについてですが、こちらを見ますと、情報は発信中心にあるように思われます。情報を提供することはよいんですが、相互の意思疎通支援の部分がもっとあってもよろしいのではないかと思いました。

例えば、外国の方も含めてですが、言葉が通じない立場でどう接するか、検証がまだまだ足りないと思えます。外国の人の場合、有効という言葉があるのか、空港の中にあるコミュニケーションボードがございしますが、ピクトグラムとか簡単な説明が載っており、それを指し示してコミュニケーションする方法が多いと思えます。個々の意思疎通支援の取組がもっと載っていればよろしいかと思えます。

次に感想ですが、観光のところで、東京都の依頼で当事者中心の走査の協力をしました。いろいろな観光地で、当事者が歩いて、いい部分は何か、不便な部分は何かということをお調べしますが、何人かの聞こえない人を紹介して手伝ってもらいました。その状況を聞いていて、足りない点を感じたんですが、例えば、何が不便なのかという辺りの感覚が人によって異なります。そういうことがないまま調査しても、十分な調査はできないのではないかと思いました。

それぞれの障害によって、感じることもいろいろ違う。聞こえない立場で手話通訳をつけて調べたんですが、通訳の基本は、都の説明担当者の通訳が中心だったんですが、どのような音の情報があるのかという情報提供はしません。なので、中途半端になってしまいました。説明の内容だけではなく、いろいろな音情報も含めて、きちんと当事者に伝えるという情報保障が必要だったかと思いました。視覚障害者の場合も、全体の状況は見えないわけです。危険、不便とこちらからは思うものがあったとしても、ご本人は感じないということがあります。

以前ですが、施設に調査をしたとき、階段の下が空間になっていて、それは見えない人にとって危ないんじゃないかと思って聞いたら、その見えない方は、そう、危ないとおっしゃっていました。つまり、見えない人はそれがあつたということは気がつかないままでした。当事者が調査に参画するときの在り方についても工夫が必要ではないかと思つた意見でした。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。越智委員のほうから2点ほどご発言をいただきました。

一つは情報の部分についてですけれども、発信が中心の実績になってないか、記述の仕方になってないか。相互のコミュニケーションが取れているという、これもあつたというふうに思いますが、そういう辺りの情報のバリアフリーの進捗状況についても紹介をすべきでないか。あるいは、それをもう少し進めていく必要があるのではないかということ。それから、もう一つは、当事者参画を進めていくときも一人一人が違つた、そういうことも含めた在り方、工夫、そういったようなことについてもきちんと焦点を当ててほしい、しっかりと考えてほしいということだと思つた。ありがとうございます。

それでは、いずれも次の意見具申の内容にも関わつてくる問題にもなつておりますので、ひとまず議事2の、今期の、第13期の10年後の東京を見据えた新しい日常におけるバリアフリーの推進意見具申に関する検討の資料を事務局のほうからご説明いただきまして、その後、また、同じようなご発言でも構いませんけれども、意見交換をしたいというふうに思つた。

それでは、田中さん、よろしくお願ひいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。様々のご意見をいただきましてありがとうございます。

資料3-1につきましては、前回までにいただいたご意見についてご紹介をしております。審議テーマ全体に関わるものと、それから、五つのトピックですね、それぞれについてご意見をいただいておりますので、これと呼応する形で、今回課題整理ということで、資料3-2としてまとめさせていただいております。

で、まず、意見具申についてという2ページ目のところのリード文につきましては、

2月の推進協親会のほうで決まりましたリード文でございます。これから作っていく意見具申の構成案ですけれども、前半、後半と分かれまして、前半が都における福祉のまちづくりのこれまでの進展ということで、毎回、意見具申を作成する場合には、これまでの進展というところの振り返りのコーナーを設けてございます。都における福祉のまちづくりの経緯、それから、国などの最新の動向、それから、先ほどご議論いただきました都におけるバリアフリー化の進捗状況、この辺りを意見具申の前半に入れ込んで、まとめていければと思っております。こちらの素案を次回、第3回の専門部会でご説明をさせていただければと考えております。

それから、後半の課題整理と今後の取組の方向性というところでございます。これについては、五つのトピックを載せてございますので、この五つのトピックに、それぞれ具体的にどういう課題と取組の方向性を入れていくかということ、今後、ご議論をいただければと思っております。

続きまして、今後のスケジュール等です。本日が第2回の専門部会ということで、意見具申に関する検討となっております。次回、第3回を6月から7月に行いまして、そこで骨子案ということで、たたき台をご用意させていただいて、ご議論いただきたいと思います。その後、第4回、第5回を年内に行いまして、第4回からは意見具申案、これを検討するというを2回ほど行いまして、最終的に固まったものを年明けの第2回推進協議会のほうに提出をするというスケジュールで進めていければと考えてございます。

続きまして、課題整理に入りますが、それぞれ五つのトピックについて、現状と課題と論点をまとめてございます。

一つ目ですけれども、東京2020大会を契機として、進展した当事者参画の更なる展開ということでございます。現状としましては、競技会場となった都立施設等において、「アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえて、障害者の方、学識経験者の方から意見を聴きながら施設整備を進めたということでございます。

それから、2点目でございますけれども、一部の区市町村については、緊急推進事業等を活用しまして、当事者の方を含む住民点検を行った結果を反映した改修を実施してきております。それから、国のほうの動きとしまして、バリアフリー法の中で、バリアフリー基本構想を作成する際には、地域住民である高齢者、障害者等の意見を反映するための措置を講ずるということとされております。

この現状を踏まえまして、課題でございますけれども、利用者の視点に立った整備を一層進めるために、区市町村などが行うバリアフリー改修、あるいは、その駅周辺でバリアフリー基本構想などを中心とした面的整備等に際して、当事者参画をより一層進める必要があるということでございます。

論点としましては、当事者参画の様々なノウハウが蓄積されているところもございません。そういった他地域の事例を活用して、今、取り組めていないところを取り組んでも

らうといったように、その当事者参画ということに取り組みやすくするように、どのように働きかけていくかということが論点になるということで考えてございます。

続きまして、課題の2本目でございます。共生社会の実現に向けた心のバリアフリーの理解促進ということです。

現状としましては、心のバリアフリーに関する事業としまして、先ほどご報告しましたハンドブックの周知、サポート企業連携事業、ポスターコンクール、それから、ユニバーサルデザイン学習を行う区市町村への支援等に取り組んでいるところでございます。

ご承知のとおり国のほうでも、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の中で、共生社会の実現の大きな二つの柱のうちの一つで、障害の社会モデルの考え方ということをも明確に打ち出しまして、心のバリアフリーなどを進めるべきであるということをも明記しております。実際、バリアフリー法改正の中でも、高齢者、障害者等の利用する施設などにおいては、適正利用の推進ということが、国ですとか地方公共団体、国民、施設管理者の責務となっております。また、バリアフリー基本構想を作成する際にも、心のバリアフリーなど、学校なども巻き込んで、教育啓発特定事業ということで位置付けるということが明記されております。

現状を踏まえました課題として都民の心のバリアフリーという言葉、概念に関する認知度については約3割にとどまっているのが現状でございます。都の長期計画でございます「未来の東京」戦略というものの中では、2030年度末に、この認知度75%を実現するという目標をしております。その実現に向けた取組ということが必要になっております。

なかなか、やはり心のバリアフリーという言葉だけだと抽象的で、一般の都民の方などに広く伝わるかというところがございますので、やはり、その、先ほどのご意見の中で、そのハードで整備された施設・設備というものは、その利用者の方に使いづらいついか、使えない状況になっているといったところは、しっかり伝えていく必要があるのではないかとこのところでございます。例示でございますけれども、車椅子利用者対応トイレですとか、障害者等用駐車区画として3.5メートルのスペースなどについては、一般のトイレとか、一般の区画でも使用できる方が使っていないかというところがございますし、視覚障害者誘導用ブロックの上に、その放置自転車が置かれているとかいう状況も、やはり解消していく必要がございますので、そういう設備を真に必要とする方が使いづらい状況を解消していくということが必要ではないかということでございます。

論点としましては、心のバリアフリーが社会に浸透していくように、障害の社会モデルということの理解促進に向けて、ここは、やはりもう、その都と区市町村と事業者と一体となって進めていく必要がありますので、そのとき、どのように連携していくかというところで、心のバリアフリーのサポート企業も、本日、新たに140社も加わるという公表を、この後行う予定ですけれども、徐々に増えてきておりますので、そういうサポート企業の方にも、どういう役割を果たしていただくのがいいかといった辺りも、

いろいろご意見を伺えればと思っております。

続きまして、課題の三つ目でございます。誰でも利用目的どおりに使える環境整備のためのハード・ソフト対策の充実というところです。

前期の第12期の意見具申の中でも、公共交通機関とか道路などにおいて、そのハードだけとかソフトだけというぶつ切りではなくて、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を推進していくということをご提言いただいております。そのソフトの部分につきましては、心のバリアフリーだけではなくて、先ほどもご意見いただいたように、やはり情報バリアフリーということが重要になってきます。都としましては、とうきょうユニバーサルデザインナビの運営ですとか、トイレ情報のオープンデータ化、バリアフリーマップ作成の区市町村支援など取り組んでいる状況でございます。また、バリアフリー法改正において、区市町村が作成する移動等円滑化促進方針（マスタープラン）に基づいて、公共交通事業者ですとか道路管理者などの施設管理者等は、情報の提供ということが努力義務となっている状況でございます。

課題としましては、公共的施設のバリアフリー改修ですとか、駅周辺の面的整備等の際して、そのハードの整備を行うタイミングで、バリアフリー情報の発信を行うですとか、オープンデータ化のためのその情報の提供というところを徹底してもらおうとか、あるいは、その人的介助、接遇面での改善とか、そういうソフト面の取組も一体的に行うことが必要であるというところでございます。

論点としましては、この一体的な整備というものを、具体的なことをどういうふうに定めて、それを分かりやすく、どのように、その事業者ですとか区市町村とか、都の施設の中もそうですけれども、伝えていくか、実効性を高めていくかということ論点として設定させていただいております。

続きまして、課題の四つ目です。生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進ということです。

こちらは、一定規模以上の建築物等については、法令に基づいて、新設・改修の際にはバリアフリー化は進んでいるという状況です。既存の建築物などについては、基準への適合というのが努力義務にとどまります。一方で、区市町村のバリアフリー基本構想などで生活関連施設に位置づけた場合は、国費の対象になるといったインセンティブも出ているところで、活用が課題というところかと思えます。

あと、福まち条例の中では500平米未満の小規模建築物も対象にしておりまして、新設、改築のみならず大規模な修繕、大規模な模様替え、用途変更の際には届出を出していただくということになっております。

課題としましては、こういう既存の建築物等のバリアフリー化ですね。生活に身近な建築物というところで行きますと、やはり小規模のサービス店舗ですとか飲食店などが対象になるかと思いますが、こういうところにバリアフリー化を進めてもらうということが必要ではないかということなんです。

論点としましては、民間建築物がやはり中心になるかと思うんですけども、そのバリアフリー化で、これもやはり優良事例とか、いろいろ出てきていますが、それをどう波及させるかというところが課題ではないかと考えております。

最後、課題の五つ目でございます。その他、バリアフリーの推進に関する検討事項ということで、委員の皆様からいろいろ、これまでの四つのトピックに入らないような事項について、ご提案いただいて、その他の中で整理していったり、そこがある程度は包含できるようなトピックの名称があれば、それに置き換えるといったことも可能かなと考えております。

現時点では、前回、高橋部会長からお話のあった、国のほうでガイドラインの改訂がいろいろ進んでいるんだけど、それとマニュアルの整合を図るための整理が必要ではないかというところで、提起いただいております。

建築物と公共交通については、既にガイドラインが改訂されておまして、一方で道路と公園も、今、国のほうで改訂に向けて動いているというふうに聞いてございますので、そちらが改訂された後といたしますか、現状の内容も踏まえてですけども、次回の専門部会までに、ガイドラインのほうで定めている基準と、今、福祉のまちづくり条例のマニュアルとの整合していないところなどについて、項目出しをさせていただいて、そこについて、どういうふうに対応していくかということで、資料として整理させていただこうかと考えております。

ここも委員の皆様から、マニュアルにここが入っていないよとか、ここは考えたほうがいいんじゃないかというものがあれば、個別にいろいろご提案いただけると助かります。

説明は以上でございます。

○高橋部会長 はい、ありがとうございます。

意見具申に関する、今日は骨子といいますか、検討資料の最初の第1段階という形になるかと思えます。こちらにつきましては、これまで専門部会のほうでも、第1回ですので6月になりますけれども、意見等を踏まえながら、意見具申の骨格案みたいなものを作成していただきました。ありがとうございます。

非常に多岐にわたりますけれども、ページを順番に追わないで、お気づきの点について、まずこの後、3回ほどの専門部会の開催予定になっておりますので、その3回の中で最終的に具申案に持っていきたいというふうに思いますが、今日の段階では、今ご説明をいただきました内容について、ちょっと不足しているのではないか、あるいはこういうところはどうかということも含めて、ご発言いただけますと大変助かります。あるいは、もちろんそれぞれの意見についてのご自身のお考えといったようなことも遠慮なくご発信していただければというふうに思います。

それでは会場から、菊地委員お願いします。

○菊地委員 東京都精神障害者団体連合会事務局長の菊地と申します。

私のほうから、精神障害者の立場ということで、3点ほど述べさせていただきます。

ご承知のとおり、結構、都の予算をたくさん使って、バリアフリーの問題を主に推進しているわけですが、精神障害者の存在というのは、表に出てくる設備とかとやっぱりちょっと乖離しているというのかな、計り知れないようなところに結構問題があるんですよ。ですので、本当にこういう場面で話をするのもちょっと場違いなところもあるんですが、予算など、精神障害者の福祉に向けても振り向けてもらいたいというようなことがあるわけですね。

ひきこもりの問題というのも結構大きな問題なんですけど、これもこのような議論で取り上げるのが非常に難しい問題なんですけど、人数的には非常に増え続けていて、子供だけじゃなくて、大人のひきこもりという問題も最近、結構深刻になっているんですよ。ですので、どういう形で、こういう議論の中に入れるというのは非常に難しいかもしれないんですが、そのことも何とか検討していかなきゃ駄目なんじゃないかなというような立場なんですね、精神障害者というのは。それが1点目なんですけど。

もう一点、重要なことなんですけど、津久井やまゆり園で19人の知的障害者が殺傷、殺されて、あと多数の方が負傷されたという事件があったんですが、この事件もやっぱり一つの問題提起になっていると思うんですよ。一番重要な問題提起は、彼がナチスの優生思想の影響を受けたと、ちゃんと言っているわけなんですね。あれだけの殺人、19人も殺されたというすさまじい内容であるにもかかわらず、その背景である優生思想というのは本当にごく普通の考え方なんです。これ、何度も私は申し上げているんですが、簡単に言えば、働かざる者は食うべからずだというようなことなんですけど、そのことを根拠に19人も殺害されたということを見るとね、やっぱり優生思想というものに関する問題意識を持っていかなきゃ駄目なんじゃないかと。

これは、今の話の内容から言えば、2番の共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進に入ると思うんですよ。やっぱりそういうことを提起されたという結構重要な事件だと思いますので、なかなか優生思想というものが取り上げられないんですよ、その後のいろんな会議とかでもね。でも、あれだけ19人も殺害された背景にあったのが優生思想だということを考えるとね、やっぱり優生思想というのは共生社会実現に向けた考え方とは少し違うんじゃないかという、私は気がするわけですよ。ですので、そういうことをもう少し、こういった議論の中にも入れていかなきゃ駄目なんじゃないかというような考え方があるわけですよ。それが2点目なんですけど。

3点目というのも、今の優生思想に関連しているんですけど、差別偏見の問題というのは結構根深いものがありまして、私自身、パラリンピックの映像を見ていて、非常に申し訳ないんですけど、私自身ちょっと、こんなことを言っちゃうと非常に障害者の方には申し訳ないんだけど、ちょっと気持ち悪いなという気持ちを抱いてしまったんです。私自身、精神障害者ですから、ほかの人から見られると、危険な存在だ、危ない存在だと

ということになるわけですし。とても根が深い問題だと思うんですが、その背景にあるのが優生思想だと思うんですよ。

知的の方が施設に、殺された津久井やまゆり園に入っていった経過というのは経済的な問題が大きいわけですよ。私の知り合いで知的の女性も一人いますけど、いつもお父さんから、おまえを施設に入れるぞと言われて、脅かされています。それはなぜかという、経済力がないからなんですね。雇用において、雇われていたい、雇われて働きたいというのが一番、差別偏見のところの問題点なんですけど、それができない一番の理由は、そういう障害の問題なんですね。ですので、やっぱり差別偏見の問題というのも優生思想に絡んでいるので、やっぱりしっかり言葉として優生思想という言葉を取り上げて、さらにそれを克服して共生社会実現に向けていくという文言を、これからは入れていかなきゃ駄目なんじゃないかと、私はこう思うわけです。

以上です。

○高橋部会長 はい、ありがとうございます。

精神障害のある方の立場から、実際に、今、ご発言いただきました。やはりそれぞれ課題2の中に該当してくる部分、それ以外にもありますけれども、全て施設整備だけではありませんけれども、優生思想の影響を受けている、そのことが差別ですとか偏見の根源になっている、それも大変重要などころではないかというご指摘だったとかというふうに思います。これにつきましても、今、多分、事務局のほうでは判断し切れないかというふうに思いますが、庁内あるいは、この協議会の中でも引き続き継続させていただければというふうに思います。

○高橋部会長 それでは、佐藤委員お願いいたします。

○佐藤委員 皆様、こんにちは。日本女子大の佐藤でございます。

私からは、課題整理の①の当事者参画のさらなる展開について、私見を述べさせてもらいたいと思います。同じことをいろいろなところで言っていますので、もしかしたらこの東京都の会議でも話したかもしれません。その場合は繰り返しになりますが、ご容赦いただければと思います。

当事者参画のさらなる展開の論点として、どのように働きかけていくかというところでどまっていますが、私は当事者参画ということを見ると、やはり制度的に何かしらの仕組みをつくっていく必要があるんだろうということを感じています。

例えば、一気に国の法律として展開することは難しいとしても、例えば東京都の福祉のまちづくり条例の建築物の適合認定をする際に、こういう当事者と協議して、こういうふうにデザインしていったんだという協議書の提出を求めることによって、当事者参画の第一歩となるだろうと考えています。一気に制度化というのが難しい場合には、そういう仕組みをつくった場合にどんな課題をクリアしていかなければいけないのか、その課題出しとその課題の解決方法を議論する必要があるだろう、それがスタートだと考

えています。

もちろん、義務づけということではなくて、そういう仕組みを運用してデザインされたものに対しては何かしらのインセンティブを与えるという仕組みのつくり方もあるでしょうし、場合によっては福まち条例の要求条件を、様々な制約条件によって満たすことができないとしても、当事者と協議を重ねた結果、妥協点としてこういう解決策があるんだというところに落とし込めれば、基準に完全に合致していなくても適合証明を出す、すなわち基準の緩和との抱き合わせというのも考え方としてはあるだろうと思っています。

いろいろな方策があると思っていますが、どういうことがあり得るのかということの課題出し、検討は進めていけるんじゃないかと思っています。

私からは以上です。

○高橋部会長 はい。佐藤委員、ありがとうございました。

○高橋部会長

それでは、永田委員、お願いいたします。

○永田委員 手をつなぐ育成会の永田でございます。

課題整理の2と、それから3にもつながることなんですけれども、課題整理2の課題の2番目のところに、真に必要とする人が使いづらい状況を解消していくことが必要というふうにございます。やはりこういうことを解消していくには、一方的な情報の発信だけではなくて、都民が使いづらさの声を上げて、受け止められるというような、受信といいますか、受け取るほうの仕組みというのが必要なのではないかと思います。特に、どういうふうにしていけば伝わるのかというようなこと、それが私どものような、こういう代表での委員会だけではなくて、やっぱり一般の都民の方が本当に日常的に声を上げていく、それが届いていくということが必要なのではないかと思います。そのような仕組みづくりをすることで、課題整理の3、先ほど来、進捗状況のところでも話題になりましたけれども、幾らハードが整っても情報不足であったり、理解やサポート不足で的確に活用されていないという、そういうことの改善にもつながるのではないかと思います。

ハードとソフトの両方が一緒になって初めて活用できるというときに、具体的な事例というか、困り感というのが伝わってくることを受信する仕組みを整えるということに力を入れていただけたらというふうに思います。

以上です。

○高橋部会長 はい、ありがとうございました。

小山委員、お願いいたします。

○小山委員 承知いたしました。日本大学の小山と申します。私自身はマイクロレベルのソーシャルワークと、あと障害学を専門といたしております。

2のままで結構なんですけれども、先ほどの菊地委員のお話と関連するんですけれども、つい先日、厚生労働省の地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会というところが、強制入院の縮小を提言するということがございました。それを念頭に置きますと、心のバリアフリーということに関しましても、さらに精神障害のある方、もしくは発達障害のある、なかなか外から分かりにくいという方たちに対する配慮というのを具体的なレベルでどのように実施できるのかということ、さらに検討していかなければいけないんじゃないかと思います。

心のバリアフリーという言葉なんですけれども、社会モデルというふうにはここには書いてありますけど、やはりニュアンスとしては障害のない人が、もしくは配慮を特段要しない人が、要する人に心のバリアを取なさいと言っているようなニュアンスがどうしても感じられる。恐らく社会モデルというのはそういうことではなくて、特定の人に配慮してくださいということと、一々配慮されるべき特定の人であるということが可視化されなくていいということの、ある意味、ジレンマを乗り越えていかなきゃいけないことだと思うんですね。

そうなりますと、周りの人がそれが受け止める力を持つというのは、ある意味で理解なんですけど、当事者の方が説明する力を持っていくというところが対等に必要とされる。場合によって、説明できないし、しないけれども、想像できるというような、そういうことを考えていく必要があるのかなとなると、ここで用意される、例えばマニュアルであるとか、啓発の論調というのが、一体どういうものなんだろうというのが少し気になるなというふうに思っております。

不十分ですが、以上でございます。

○高橋部会長 はい、ありがとうございました。

ほかにございますか。

○河原委員 公募委員の河原です。よろしくお願ひします。

今日の議論の中で、やはりちょっとフォーカスが当たっているところというのは、どうやって当事者の声をすくい上げていくとか、あとPDCAという言葉も出たんですが、これを当てはめると、多分チェックの部分ではないかと思うんですね。当事者、現場というようなものもそうなんですけど、今回ハンドブックもできましたけれども、こうしたものがどのぐらい本当に実際に役立っているのか、どのぐらい普及していくのかというような、その辺りの検証ももしかしたら必要なのではないかと。

あるいは、ここの課題整理のところに関連づけて申し上げますと、やっぱりハンドブックの周知、課題整理2のところにはハンドブックの周知という言葉も出てきておりますし、あるいは課題整理3のところでは、情報バリアフリーに関する事業の中にユニバーサルデザインのナビ運営とかデータ化ということが出ておりますが、それを本当にどれぐらい人々が有効活用しているのかという部分も、短い時間にここまで踏み込んで考えてみるというのは難しいのかもしれませんが、将来的にやはりウオッチしてチェックし

て、そしてアクションしていくという部分が必要なのではないかと感じました。

○高橋部会長 はい、ありがとうございました。

川内委員、お願いいたします。

○川内委員 東洋大の川内です。

まず、2点あるんですけども、課題整理の1ですけども、2020大会の当事者参画をさらに展開すると、これはこれで全く異論のないところですけども、先ほどもちょっと申しましたけれども、せっかく2020でハードの部分というのがすごく進んだのが継承されない、仕組みとして継承されていない。都の福祉のまちづくりのガイドラインのほうに入りましたよとか、建築設計標準のところに入りましたよというのはあるんですけども、義務化ではないわけですよ。ですから、そのところですね、ハードのものをどうやってレベルを落とさずに継承していくかということも検討しなくちゃいけないとか、そういう仕組みをつくらなくちゃいけないんじゃないかというふうに思います。

次に、課題整理の3ですけども、課題整理の3では課題のところ公共的施設のバリアフリー改修などでソフト面の取組も一体的に行うことが必要というふうに書いてありますけれども、東京都は条例で、民間施設について、民間事業者についても合理的配慮の提供を義務化しています。それから、国のほうもこれから2年以内に合理的配慮の提供が義務化されますということは、公共的施設だけではなくて、民間の施設、民間事業者についてのソフト面の取組、具体的に言うと合理的配慮の提供ですね、これもやっぱり検討しなくてはならないとなると、例えば全てを、既存のものまで全部を拾い上げていくというのは無理かもしれませんが、建築確認が出て、事前協議などのときに合理的配慮を提供いたしますというふうな宣言書みたいなものを一筆出してもらうというふうなことから、意識づけを高めていくということが必要なのではないかと。そういう点では、ここでは公共的施設に限るというところに、すごく違和感を感じています。

以上です。

○高橋部会長 はい、ありがとうございました。

それでは、越智委員、お願いいたします。

○越智委員 東京都聴覚障害者連盟の越智です。

いろいろと申し上げたいんですが、これから意見交換があると思いますので、一つだけ、お話ししたいと思います。10年後ということをお考えすると合わないかもしれませんが、今、早期対応が必要だと考えておりますのが高齢障害者への支援です。いろいろな状況が続く中で、ハード面は大変進みました。情報支援も同じで、例えば報道のことを先ほどお話ししましたが、それだけではなく、翻訳アプリがあります。かなり進んでいます。これを使えば、相手の言っていることも文字化できます。そのような様々なアプリも進んでおりますが、ハードも進んでいますが、高齢障害者は使いこなせません。若い障害者は活用しておりますが、使いこなして社会参加が進んでおりますが、高齢者

はなかなか使えない状態ということで、結局取り残されている状況がございます。その支援が必要ではないか。高齢障害者の情報リテラシー、ハードの使い方をどう支援していくか、課題になってくると思います。

コロナの関係で、遠隔通訳とか電話リレーサービスもこの2年で進みました。しかし、高齢者は使いこなしていません。一昨年、コロナ禍の中で300人以上の高齢会員の情報リテラシーの状況を調査しまして、半分ぐらいの人はインターネットが使える、DVDも使える、しかし残りの半分はインターネットが使えない、DVDも見られない。インターネットが見られないのは想像できましたが、DVDすら見られない。手話でコロナについての解説をDVD化して送ろうと計画したんですが、結局、半分の方がそれら両方とも使えないということで、どのように動画、手話の情報を伝えるのか、方法がないという状況でした。

ですから、使いこなせない高齢障害者への対応が必要だと思います。早期に必要なってくると思います。皆さんと検討していければと思います。

以上です。

○高橋部会長 はい、ありがとうございました。

それでは、大島委員。

○大島委員

小山先生のほうでもご指摘くださったので、少しだけお話しさせていただきたいんですけども、課題整理2のところ、共生社会とか社会モデルというところ、誰が発信するかというところの非対称性を小山先生はおっしゃってくださったんですが、例えば共生社会というのが多様性を重んじることなのか、差別をしないだけなのか、権利を守ることなのか、そういうところもきちんと議論していかないと、特に市町村、それからサポート企業というところと議論していかないと、そこがずれたまま進んでいくと、逆に、例えば共生社会を阻害してしまうとか、多様性や差別というところをきちんと理解しないままに課題に取り組んでいくようなことになりかねないので、特に例えば教育啓発特定事業などの中身をどうするかというときに、少しこのような議論をしていくことが必要だと思います。

以上です。ありがとうございました。

○高橋部会長 はい、ありがとうございます。

それでは、稲垣委員お願いします。

○稲垣委員 東京都市大の稲垣ですけれども、2点ございまして。

まず1点目は、先ほどから課題整理2でかなりご意見が上がっている、バリアフリーの理解促進ですが、これは対象が都民であるとか、あるいは事業者や管理者といったようなことにしばしば向けられるわけなのですけれども、高橋儀平先生と一緒に取り組んでいる国分寺市であったり、佐藤先生と関わっている武蔵野市の議論の中で僕がかなりこだわったのは、行政職員の理解です。

バリアフリーやユニバーサルデザインを直接担当している部署であったり、障害当事者や高齢者の方々と直接向き合う窓口の方、こういう職員の皆様への理解促進というのは、すごく浸透していると思うのですが、一方で、例えば最近よく議論しているまちづくりの話題では、通学路とか生活道路におけるバリアフリー化をどうするのかという話のときに、道路管理の部署の方々が結構理解ができていないケースがあります。具体例として、交差点をカラー舗装化する交通安全対策は、ロービジョン者の誘導の観点からかなり有効だというふうに主張するのですが、交通安全の計画の枠組みの中ではこれ以上色を塗る必要はないとか、そのような理由から基本構想への記述案でさえ拒まれたりするわけです。コストや空間などの諸制約を踏まえると、施策のユニバーサル化が非常に重要な中で、施設管理といった間接的に当事者と関わっていく仕事をしている行政の職員の方々においても、いかにそれを理解できているのかといったところが重要と感じます。

今、この会議でも都市整備局であったり、交通局の方が座っておられますが、これは非常に大切なことだと思っておりまして、社会的に力のある行政の立場の方々がいかに新しいバリアフリーの考え方を理解するのか、すごく重要だと思っております。

もう一点なんですけれども、ハードとソフトの対策ということで、課題整理3がありますが、ここでちょっと気になったのが、課題のところ、バリアフリー改修や駅周辺の面的整備等に際して、と書かれているところです。

ハードの取組を実践するときにソフトの取組もがんばろう、ということだけではないと考えます。例えば下北沢で議論している課題として、小規模な店舗がいっぱい軒を連ねていて、そこに坂道があって、道路と建物の接続部分を全部バリアフリー化できますかといったら、なかなかインセンティブは働かないことが挙げられます。このような、段差を抜本的に解消することが現実的に難しい中で合理的配慮をどのように実践していくのかというソフト施策を展開するための議論というのは、いろんなまちで求められているのではないかなと思うわけです。合理的配慮の基本的なところになってくると思うんですけれども、ハードありきのソフトなのではないといったようなところも、きちんと再確認しながら議論を進めていかないといけないのかなといったようなところがございます。

以上です。

○高橋部会長 はい、2点ありがとうございました。

○田中福祉のまちづくり担当課長 下田委員から、挙手が挙がっております。

○高橋部会長 下田委員、ご発言をどうぞお願いいたします。

○下田委員 私は都民連の下田と申します。私も課題の整理2のところ、少しご意見を申し上げたいと思います。皆様と同じようなことだと思いますけれども、心のバリアフリーを子供たちの身につけていきたいと思うんですけれども、ピクトグラムの周知とい

うところから入っていったらどうかと思っております。子供たちに理解してもらうことで、大人になっても障害者に対する理解が深まるのではないかと思っております。また、各区市町村でもバリアフリー推進委員会は活動しておりますけれども、そこで何をすべきかということは、やはり都がはっきりと指針を示していただければ、やりやすいただろうと思っております。

もう一つは4番の論点であります、民間の建築物に対するバリアフリー化をどのようにするかということは、区立や都立のものに比べて遅れている部分もあると思っておりますので、何らかの資金援助をするなりして、充実していただければいいかなと思っております。

以上でございます。

○高橋部会長 はい。下田さん、ありがとうございました。

それでは、今たくさんのご発言をいただきました。最初に、田中さんのほうで、もし皆様方のご発言をいただいた中でコメントがある部分、あるいはコメントできる部分がありましたら、まずご発言いただきまして、それで私のほうの意見も述べさせていただければというふうに思います。よろしくどうぞ、お願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 はい、事務局の田中です。

非常にたくさんのご意見をいただきました。ありがとうございます。基本的には、なかなか現状こちらでも考えられていない視点が多くございましたので、次回の資料をまとめる上で反映させていただければと思っております。

意見具申に対して、行政のほうで取り組んでいくというところの動きも必要と考えております。今お話しできる範囲で申し上げますと、当事者参画のところ、やはり何らかの仕組みに落とし込んでいくタイミングではないかというところで、一つ、こちらで取組が令和4年度から始まる部分が、区市町村に対してバリアフリー改修の支援を行っていますが、その中で当事者点検を要件に補助を行うということ、令和4年度から行う予定でございます。そのときに、どういうプロセスを経ていけば要件に合致するかというところも、試行錯誤しながら進めていく必要があるかと思っております。

やはり道路、公園、公共施設、建築物について、実際の現場のところで、図面ですとか現地の確認をしながら、ご意見をいただいて、反映を図っていくといったところまで求めるのか、あるいは例えばバリアフリー基本構想とか、別の会議のところである程度意見が出ていけば、そういうものを反映した場合は要件に合致するとしたものなのか、あるいは望ましい整備の基準などを満たしていれば、それでよしとするか。逆の部分として、整備基準を守れなくても、ある程度の妥協点として、意見を聞けばそれでよしとするのも一つではないかというご意見もいただきましたので、そういったもろもろのことを整理して、補助の執行の中でも試行錯誤する中で、いろいろ整理できたことをまた次回のときにでもご報告させていただければと思っております。

あと、公共的施設というふうに申し上げておりますが、民間を外すということはなく

て、区市町村立もそうですし、都立もそうですし、民間もそうですし、あと面的整備とかに際してということだけではなくて、やはりあらゆるタイミングでバリアフリー化を、ハードとソフトで一体的に図ることは必要かと思っておりますので、すみません、文言の整理のところまで至らないところがあるかもしれませんが、そこは次回以降、反映させていただきたいと思っております。

あと、合理的配慮というところは、障害者差別解消法で位置付けられ、また条例も福まち条例とはまた別に都として持っておりますが、そこと福祉のまちづくりとのリンクのところも徐々に意識しなければいけない状況になっているのかなと考えておりますので、その辺りの整理も今後、皆様のご意見を参考にしながら、していければと考えてございます。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

残り5分となってしまいました。少し私のほうで追加といいますか、前半のほうでご発言いただいた中でも、これからの意見具申に必要な部分も出てくるかもしれません。

先ほど織田委員のほうから、バリアフリーマップにつきまして、各自治体で今盛んに作られています、これは法律の中でもうたわれているところになりますけれども、そういう情報を一つにまとめていく、あるいは使いやすいような工夫を都のほうでも進めていく、推進していく、その辺りの方策のことが指摘されていたかというふうに思います。これもとても大事なことかというふうに思います。

それから、意見具申の骨子の中では、今、田中さんのほうから取りまとめていただきましたけれども、やはり当事者参画の仕組みをどうつくるのかどうかということですね。こちらのほうにつきまして、当事者参画は一人一人違うので、その参加の在り方、方法、これは最初に越智委員のほうからもご発言いただきましたけれども、皆さん多分同じように、一様に問題点というか、課題として認識しているのではないかというふうに思います。

そのときに非常に重要な要素となるのは、理解を推進する側になるというふうに思いますけれども、稲垣委員がおっしゃっていましたが、行政職員の方々の理解ですね。実際に例えばこの協議会をやっている担当職員の方々はかなり相当分かっているかもしれませんが、たくさんの方々が地域でバリアフリー化に関わらなければいけないわけですので、地域住民を含め、あるいは自治会の役員の皆さんも含め、そうですけれども、その方々にどのように共生社会といったようなものを、イメージとして先行している共生社会をどういうふうに具体的に理解していただくか、その工夫もしないか、先ほどの課題2についてはなかなか先が見えないのではないかというご指摘でした。

川内委員のほうからは、今後、合理的配慮が義務化されていく、間もなく全国で、東京都だけではなく義務化されていく、そういったようなときに、それを建築物の整備を

進める事業者側に一定のルール化ができるのかどうかということです。

佐藤委員のほうからも、協議書を作っていくとき、適用を認定していくときの方法の在り方にも関連してくるかもしれませんけれども、その辺りの踏み込み方ですね。実際には相当な時間はかかるかと思えますけれども、そうしたものについても一定程度、さらに今後検討していく必要があるのではないかと。

それから、落とせないのは高齢で障害を持っている方々への支援です。越智委員のほうからは一つの事例として聴覚障害の方々への情報提供、コミュニケーションの問題が指摘されましたけれども、この辺りにつきましても当然考えていかなければいけないかというふうに思います。

その他、たくさんの方がおりましたが、やはり最初に資料説明の中で実績の話がありましたけれども、実際の数値的なもの、具体化、質をどうするか、あるいは運用をどうするかといったようなところ、この辺りにしても多くの方々から確認していく、検証していくという指摘が、複数の方から繰り返し指摘されてきているかというふうに思います。

たくさんありますけれども、一度にはできませんが、一つ一つ計画的にちゃんとフローの中に載せていくということはとても重要になってまいりますので、その辺りも次の専門部会の中では少しずつ議論させていただければというふうに思います。

それでは、事務局のほうで、今後のことにつきまして連絡事項がありましたら、お願いしたいと思います。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。

今回の第3回専門部会につきましては、資料の中でもご説明させていただきましたとおり、令和4年6月から7月頃を予定いたしております。また、近くなりましたら改めて日程調整させていただきたいと思えます。

また、冒頭にも申し上げたとおり、机上の資料のうち、冊子の5点につきましては後ほど回収させていただきますので、そのまま置いて、お帰りいただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。

以上でございます。

○高橋部会長 はい、ありがとうございました。

繰り返しますけれども、やはり東京2020大会を踏まえて、これまで経験してきたことを本当のレガシーとしてどういうふうにつなげていくのか、継承していくのかということが、川内委員をはじめ、多くの方々から指摘されていますけれども、そのポイントですね、それをどうするかということが大変重要ですので、改めて皆さんでもう一度、次の専門部会の中でも議論を進めていきたいというふうに思います。

それでは、この辺で第2回専門部会を終了させていただきたいと思えます。皆さん、どうもありがとうございました。

(午後 3 時 1 9 分 閉会)